

平成 13 年 10 月 26 日

各 位

株式会社あさひ銀行(コード 8322)

東京都千代田区大手町一丁目 1 番 2 号

経営改革に向けた決意表明について

あさひ銀行(頭取 やなせ ゆきお 梁瀬 行雄)は、本年 10 月から、大和銀行グループとの経営統合を実施する平成 14 年 3 月迄の期間を「変革の 180 日」と位置付け、「信頼され、お客様にとって最も使い勝手の良い銀行」となるため、不退転の決意で経営改革を実行して参ります。

「変革の 180 日」の具体的なテーマについては、コーポレートガバナンスの再構築、資産ポートフォリオの再構築、収益力の再構築とし、順次計画・推進していく予定です。

今回は、新しい銀行グループを創造していくための体制固めとして、コーポレートガバナンスの再構築を実施致します。

1. 経営体制の刷新

新グループ創設に臨み、新しい「あさひ」に生まれ変わるべく、銀行のみならず関連会社を含めた経営体制の刷新を図ります。

会長・頭取・副頭取の退任、新頭取の就任

- ・すでに通知致しました通り、代表取締役会長 たなか ただし 田中 正、及び代表取締役頭取 いとう たつろう 伊藤 龍郎の両名は、平成 13 年 10 月 25 日をもって取締役を退任し、平成 13 年 10 月 26 日付で やなせ ゆきお 梁瀬 行雄 が頭取に就任致しました。また、10 月 26 日付で代表取締役副頭取 くぼた かずたか 窪田 和孝、及び代表取締役副頭取 こいで ひろつね 小出 尋常の両名は、代表権を返上し非常勤取締役に就任致しました。

- ・なお、退任致しました前会長・頭取兩名より、現下の金融情勢を踏まえ、退任慰労金については、これを辞退する旨の申し出がありました。

顧問制度の廃止

- ・顧問制度については、「名誉顧問」「特別顧問」「顧問」のいずれも廃止致します。

関連会社等の経営陣の刷新

- ・関連会社等についても活性化や役員の若返りを図るべく、役員定年を61歳へ引き下げます。これにより、平成14年6月までに役員(48名)が退任する予定です。

2. 組織の生産性向上

経営を含めた当行組織の抜本的な簡素化を図ることで、意思決定のスピードを早め、お客さまに提供する金融サービスの一層の向上に努めて参ります。

意思決定の一本化

- ・経営体制の刷新に伴い、頭取を意思決定の頂点とすることを明確にするため、会長職を置かないこととします。

役員数の削減

- ・役員数につきましては、執行役員・監査役を含め、現状の30名から6名削減し、24名体制を構築する予定です。

本部組織の効率化

- ・本部組織については、平成13年11月末を目途に大幅に効率化し、本部部数・人員を大幅に削減するとともに、大和銀行グループとの円滑な統合に向けた体制づくりを実施する予定です。また、「お客さま第一主義、現場主義」を具体化するために、権限委譲を進め、組織全体をより一層お客さまに向き合う体制に変えていきます。

[本件は正式決定次第、別途リリース致します]

3．役員層の活性化

当行経営のリーダーシップを担う役員層の活性化を図るため、本年4月より指名・報酬委員会を設置し、客観的判断による役員登用ならびに配置を行って参りましたが、更に人事分野において実績のある第三者機関の活用による透明性の高い役員評価システムを導入致します。

4．経営姿勢の明確化

当行役員は執行役員を含め、今般、13年度中間決算が大幅な赤字予想となることなどを踏まえ、経営姿勢の明確化の観点から、平成13年11月より当面の間、頭取の約5割をはじめとして平均約3割の報酬返上を実施致します。

あさひ銀行は、以上の経営改革を断行し、従来から経営理念として掲げてきた「堅実・健全にして革新」を全役職員一同が改めて共有するとともに、より多くのお客さまに、より長くあさひ銀行をご利用頂けるよう、地域密着を基本とした新たな金融グループの創生に向けて行動して参ります。

以 上

本ニュースリリースには証券取引法第166条に定められた重要事実に当たる情報が含まれる可能性があります。重要事実を含むニュースリリースをご覧になられた方が、その重要事実が証券取引法施行令の規定に従い公開された後12時間以内に、当社の株式などの売買等を行った場合、いわゆるインサイダー取引規制違反として、証券取引法の規定に抵触するおそれがありますのでご注意ください。